

住宅サポートローンワイド 商品概要説明書	
1. 商品名	住宅サポートローンワイド
2. ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の住宅ローン（有担保）をご契約中で、最終返済時年齢が80歳以下の方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方 ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方
3. お使いみち	<p>健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその家族（配偶者、直系尊属、子、孫）が必要とする資金 ・申込人が当金庫を含む金融機関、信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換え資金は本人名義のものに限ります。カードローンの借換えの場合は解約が条件です。）
4. ご融資金額	・500万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	・3か月以上20年以内
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済または毎月元金均等返済（元金返済据置は1年以内） ・お借入金額の50%以内につき6か月ごとのボーナス返済併用も可
7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利の取扱いとなります。 ・金利には保証料が含まれます。
8. 担保・保証人	・（一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
9. 条件変更手数料	・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（お借入金額が100万円超の場合は必要） ・資金用途確認書類（見積書、注文書、請求書等）
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理体制・ 紛争解決体制	<p>苦情処理体制 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店もしくはお客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-357500）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決体制 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談センターもしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

2023年12月1日現在